

## 第2章 通信インフラストラクチャー と国際協力

今日の世界は、あらゆる分野にわたり諸国間の相互依存関係が深まっており、各国の社会経済活動は、従来とは比較にならないほど地球的規模での緊密な連携、相互の影響のもとに展開され、世界は一つの有機的な社会を形成するようになってきている。

情報通信は、このように有機的に結びついた国際社会の形成促進に中核的な役割を担うものであり、今後ますますその重要性を増していくものと考えられる。

しかしながら、情報通信が、このような国際社会で一層有効に機能するためには、情報流通の自由と均衡に関する問題、各国の通信インフラストラクチャーの整備等の世界的な課題解決への取組が必要である。我が国としても国際社会における先進国の一員として、これらの問題の解決に向けて積極的な取組を行い、世界的な貢献を図っていかねばならない。

### 第1節 情報通信をめぐる国際的動向

情報通信に関する問題は、近年、先進国、開発途上国を問わずクローズアップされてきている。

しかし、情報流通の自由と均衡に関する主張には、世界的にみて大きな相違があり、さらに南北問題や東西問題とも絡み、複雑な国際問題を引き起こしている。

第1に、先進国と開発途上国との間の問題としては、情報や文化の流れが先進国から開発途上国へと一方的なものとなっており、情報流通の不均衡、通信インフラストラクチャーの南北格差が、大きな問題となっている。

第2に、先進国間における問題としては、西側先進国間においては通信とコンピュータとが結合したグローバルなネットワークの出現に伴い、コンピュータ利用の面で優越的地位に立つ特定国へ情報が集中することによって生ずる問題、すなわち越境データ流通等の問題が出現してきている。これらの問題は、当初、各国のプライバシー保護対策の問題として、また最近においては、情報通信産業等戦略産業の育成、先端技術の振興に関する問題等とのかかわりで取り上げられている。また、主として西側自由主義国と、ソ連を中心とする社会主義国との間においては、情報流通の自由等に対する考えの相違があり、新聞社や通信社の報道の在り方、直接放送衛星による外国向け放送等に関する政府の責任の在り方が問題となっている。

## 1 情報通信分野の南北問題

### (1) 南北問題の背景

歴史的にみると、1960年前後に政治的独立を果たし、国際連合（以下「国連」と言う。）に加盟した新興国が多数あり、これらの国々は政治的独立に次いで経済的自立、先進国との経済的格差の是正を目指す行動をとった。

このため国連は、1960年代以降「国連開発の10年」を3次にわたり設定し、開発途上国援助のための国連システムの整備拡充、国際開発戦略の決定、国際協力の強化等の活動を行ってきた。なお、世界における開発途上国の位置付けは、第1—2—1図のとおりである。

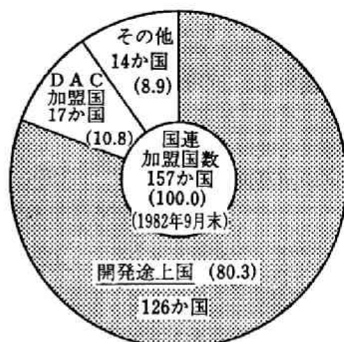
しかしながら開発途上国からは、南北の格差拡大の原因が既存の国際経済の仕組みそのものに由来するため、現在の国際経済秩序を抜本的に変革し、富と所得の再分配を行うための世界的な秩序づくりが必要であるとの主張がなされた。

1974年、第6回国連特別総会において「新国際経済秩序の樹立に関する宣言」が採択された。その内容は、①今後の世界経済の意思決定にすべての国が平等に参加すること、②開発途上国の政治主権だけでなく、経済主権を重んじる方向で各国が協力すること、③開発途上国の開発戦略を具体的に明ら

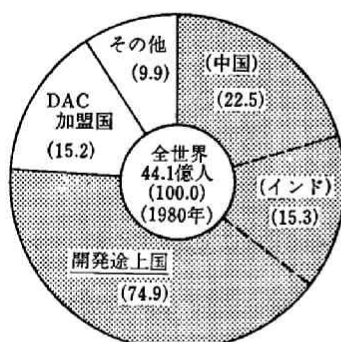
第1-2-1 図 世界における開発途上国の位置付け

(単位：構成比，%)

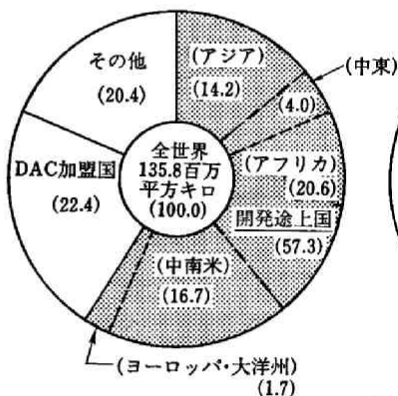
(1) 国連加盟国数



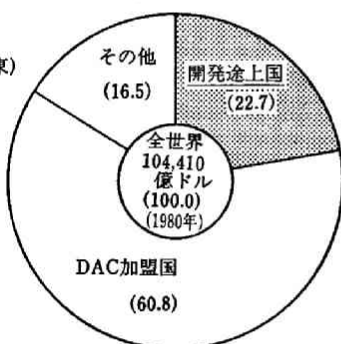
(2) 人口



(3) 面積



(4) GNP



経済協力の現状と問題点(1982)による。

かにして国際的合意を作っていくこと，であった。

このように政治的，経済的独立への取組が進むなかで，知的文化的面における他国への依存の問題が，政治的従属，経済的依存の問題と同様に重要な問題であることも，次第に明らかとなり，1970年代に入ってから，情報通信問題が新しい時代の南北問題として，大きくクローズアップされるようになった（第1-2-2表参照）。

第1—2—2表 情報通信に関する国際的な動き

年	情報通信問題	経済問題
1948	世界人権宣言	
1959	第9回 ITU 全権委員会議 (ジュネーブ)	
1960		経済協力開発機構 (OECD) 及び石油輸出国機構 (OPEC) の結成
1961		「第1次国連開発の10年」のための国際開発戦略の決定
1964		第1回国連貿易開発会議 (UNCTAD)
1965	第10回 ITU 全権委員会議 (モントルー)	
1967	宇宙条約の採択 (第22回国連総会)	第2回国連貿易開発会議
1970		「第2次国連開発の10年」のための国際開発戦略の決定
1971	世界無線通信主管庁会議 (WARC-ST)	
1972	マスメディア宣言案の作成決議 (UNESCO 第17回総会)	第3回国連貿易開発会議
1973	第11回 ITU 全権委員会議 (マラガ=トレモリノス)	
1974		「新国際経済秩序の樹立に関する宣言」の採択 (第6回国連特別総会)
1976	マスメディア宣言案の審議持越し (UNESCO 第19回総会) 新世界情報通信秩序の推進の決定 (非同盟諸国情報相会議及び首脳会議)	第4回国連貿易開発会議
1977	マクブライド委員会の発足 「アフリカにおける運輸・通信の10年間」の決定 (第32回国連総会)	
1978	マクブライド委員会中間報告 マスメディア宣言の採択 (UNESCO 第20回総会) 新世界情報通信秩序の決議採択 (第33回国連総会)	
1979	アジア・オセアニア・コミュニケー	第5回国連貿易開発会議

年	情報通信問題	経済問題
1980	ション政策政府間会議 世界無線通信主管庁会議 (WARC-79) プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告 (OECD理事会) マクブライド委員会最終報告 国際コミュニケーション開発計画 (IPDC) の発足 (UNESCO 第21回総会)	「第3次国連開発の10年」のための国際開発戦略の決定
1981	1983年を世界コミュニケーション年と設定 (第36回国連総会)	
1982	第12回 ITU 全権委員会会議 (ナイロビ) 直接テレビジョン国際放送衛星の国による利用を律する原則の採択 (第37回国連総会)	
1983	世界コミュニケーション年	第6回国連貿易開発会議

## (2) 最近の動向

### ア. 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) の動向

#### (ア) 新世界情報通信秩序の提唱

情報通信に関し開発途上国からは、世界のほとんどのニュースが先進国の大きな通信社から供給され、情報、文化の流れは先進国から開発途上国に向かう一方的なものとなっており、このため、こうした情報流通の不均衡により開発途上国側には種々の問題が生じているとの主張がなされてきた。すなわち、開発途上国の伝統的な文化や価値観が欧米化され、失われていくこと、ともすると開発途上国の暗い面(飢餓、暴動等)を取り上げがちな報道によって、開発途上国に対し先進国の人々が持つイメージがゆがめられることなどが指摘されている。

このような情報流通の世界的に不均衡な状態を改善するため、1970年代に入ってから、世界的規模での新しい情報通信の秩序づくりが開発途

上国を中心に主張されるようになった。

こうした情報通信分野における秩序づくりの基本的考え方は従来、「北」から「南」に向かって一方的である情報・文化の流れを、もっと双方向的で均衡のとれた流れに変え、「南」の国々の現状と言い分をもっと正確に伝えるということであり、このため先進国の援助と協力を増強させ、「南」の国々の通信インフラストラクチャーを整備拡充するということであった。

そこで UNESCO では情報流通の不均衡によって生じる種々の問題に対応するため、世界のマス・メディアが協力して国際的に情報の均衡ある流れを作るという内容を折り込んだ宣言案の検討がなされた。

しかし、マス・メディアに対する国家介入の必要性等をめぐり、南北及び東西間に対立があり、1976年に開かれた第19回 UNESCO 総会では、意見の一致をみるに至らなかった。

このため、1977年にジョン・マクブライドを委員長とする「コミュニケーション問題研究国際委員会（マクブライド委員会）」が設けられ、コミュニケーション問題について総合的多角的な検討がなされた。この最終的な報告書は、1980年に UNESCO 総会で承認されたが、この委員会の審議過程が開発途上国、西側先進国及びソ連・東欧諸国の意見の対立にも微妙な影響を与え1978年の UNESCO 総会では報道の自由と均衡ある情報の流れの重要性を訴えた「平和と国際理解の強化、人権の促進、人種差別主義、アパルトヘイト及び戦争の煽動に対抗するうえでのマスメディアの貢献に関する基本原則の宣言（マスメディア宣言）」が、全体の合意のもとに採択されるに至った。

さらに、この直後に開催された第33回国連総会では「新しい、一層公平かつ一層効果的な世界情報通信秩序樹立の必要性を確認し……開発途上国の情報通信システムを強化するための協力と援助を奨励する」という内容の新世界情報通信秩序に関する決議も採択されるに至った。

## (イ) 国際コミュニケーション開発計画 (IPDC) の発足

情報の均衡ある流れを達成するためには開発途上国における通信インフラストラクチャーの整備拡充が必要とされる。UNESCO では、マクブライド委員会の勧告等を踏まえ、1980年に開かれた第21回総会で、開発途上国におけるコミュニケーションの開発を促進するため、「国際コミュニケーション開発計画」を設立した。

IPDC は、開発途上国の専門家を養成し、通信インフラストラクチャーの整備拡充等の国際協力を行い、開発途上国のコミュニケーション能力を高めることを目的としたものである。

## イ. 国際電気通信連合 (ITU) の動向

## (ア) 周波数の分配、静止衛星軌道の使用等

ITU においては、コミュニケーション分野の南北問題として国際協力の在り方のほか、周波数の分配、衛星の静止軌道の使用等、各国の通信権益に直接影響する問題に関し、UNESCO とほぼ時期を同じくして議論が展開され始めた。

周波数は、時間的、空間的に占有性を有する一種の有限な資源である。この周波数について、現状は技術力、経済力に勝る先進国がその多くを使用しており、これに対し、開発途上国からは、例えば、国民の教育や知識水準の向上等にラジオ放送が比較的低いコストで大きな効果を発揮すること等から、もっと多くの周波数を開発途上国に回すべきだという主張がなされている。

1979年の世界無線通信主管庁会議 (WARC-79) では、短波放送用の周波数として、新たに 13 MHz 帯の分配をはじめとし、合計 780 kHz 幅の追加分配が決定された。なお、これら短波放送用の周波数の使用については、1984年及び1986年に開催が予定されている「放送業務に分配された短波帯の計画作成のための世界無線通信主管庁会議 (WARC-HFBC)」において、具体的に規律がなされることとなっている。

一方、赤道上空3万6千キロメートルの公転軌道、すなわち静止軌道

に打ち上げられた人工衛星は、24時間で地球を一周するため、地上からはいつも同じ所に静止しているように見えるが、現在、静止軌道上には、通信衛星、放送衛星、気象衛星等様々な衛星が打ち上げられている。静止軌道上では、同一周波数が使用される場合には、電波の干渉を避けるため、衛星と衛星との間には一定の間隔をとらなければならない。このため静止軌道も周波数と同様、有限な資源であり、その効率的な使用が問題となっている。既に先進国の多くが衛星を打ち上げているが、赤道上の国々からは将来、自国で衛星を打ち上げる際の位置確保も考慮して、自国上空の静止軌道に対する領有権等の主張が行われてきている。

1971年に開かれた宇宙通信のための世界無線通信主管庁会議(WARC-ST)では、有限な静止衛星の周波数及び軌道に関し、開発途上国から強い要求があり、「同等の権利によるすべての国の使用に関する決議」が採択され、1973年のマラガートレモリノス全権委員会でもその趣旨がITU条約の中に盛り込まれた。

WARC-79においては、静止軌道及びこれを使用する宇宙業務に分配された周波数帯の使用について、早い者勝ちの現状は修正すべきであるとの主張が開発途上国からなされ、これらの公平な使用を実際に保証するため宇宙業務に関する世界無線通信主管庁会議を開催する旨の決議が採択された。

さらに、1982年にナイロビで開催された全権委員会においては、ITU条約の中に、各国が静止軌道を使用する際には「開発途上国の特別なニーズ及び特定の国の地理的事情を考慮して……」という文言が明記された。なお、静止軌道の使用については、1985年及び1988年に「静止軌道の使用及びこの軌道を使用する宇宙業務の計画作成に関する世界無線通信主管庁会議(WARC-ORB)」の開催が予定され、そこで宇宙無線通信業務用の静止軌道位置の使用等の計画作成について具体的な検討が行われることとなっている。



### (イ) 国際協力

ITU は、従来から国連開発計画 (UNDP) からの委託を受け、専門家の派遣、研修生の受入れ、途上国における訓練センタの設立のための技術面・資金面の協力等を実施してきた。

1982年秋の全権委員会議 (ナイロビ) においては、加盟国の過半数を占める開発途上国から、ITU の技術協力活動の充実・強化が訴えられた。特に ITU が技術協力のための独自予算を設けて積極的にこれを推進すべきであるとの主張が強く行われた。

一方、先進国からは ITU の予算の肥大を防ぐ観点から、ITU の技術協力の実施は UNDP の枠内で行われるべきものであること、技術協力活動の現状を見直し、その効率化を図るべきであることなどの意見が出され、南北間の対立が見られた。

その結果、この全権委員会議では ITU の技術協力活動について、機構上の変革は行われなかったが、国際電気通信条約の「連合の目的」の条項に「電気通信の分野において、開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供をすること」を新たに挿入し、また、「連合の会計」の条項で、連合の経費の対象に「開発途上国に対する技術協力及び技術援助」が新たに追加、明文化された。こうして技術協力活動は制度、財政の面で ITU の基本的な活動の一つとされることとなった。

## 2 情報通信分野の先進国間の問題

最近の情報通信関連技術の進展は著しいものがあり、取り分けコンピュータと電気通信とが結合したデータ通信分野や宇宙通信分野において飛躍的な発達を遂げつつある。このため、フランスやカナダ等の先進国においては国際間の情報流通問題を重要な政策課題として位置付け、情報主権の確保等の観点から様々な検討を進めている。

フランスでは、1978年、大統領の諮問に対し「社会の情報化」と題する報告書 (ノラ・マンク・レポート) が提出された。この報告書ではテレマティ

ーク（電気通信と情報処理の融合）が社会全体に大きな影響を及ぼすこと、自国の情報流通の主体性を確保する必要があること、このため長期的ビジョンを策定する等の措置が必要であることが指摘されている。

カナダでは、1979年、通信大臣の諮問に対し「電気通信とカナダ」と題する答申（クライン・レポート）が提出され、隣接する米国に対する独自性を確保するため、越境データ流通の規制を行うべきこと、カナダの主権を保持するため情報に関する新技術を開発しなければならないこと、等の提言がなされた。

こうした各国の動きを背景に、経済協力開発機構（OECD）では、コンピュータにより処理・蓄積された情報の流れに関する問題を、また国連では、世界的な問題でもある直接放送衛星の利用に伴って発生する種々の問題等について討議がなされている。

#### （1） 経済協力開発機構（OECD）の動向

OECD においては、60年代後半から、科学技術政策委員会（CSTP）を中心として、先進国における情報やコンピュータに関する問題について検討がなされてきた。

世界的なコンピュータの利用の進展に伴い、1976年にこの CSTP の下部組織として、「情報・電子計算機・通信政策作業部会（ICCP 作業部会）」が設置された（なお、1982年には、ICCP 作業部会は、ICCP 委員会に改組・拡充された）。

ICCP 作業部会では、情報経済分析、マイクロエレクトロニクスの雇用への影響、プライバシーの保護等について検討を進めてきたが、特にプライバシー保護については、OECD 理事会は、1980年に「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」を採択した。その主な内容は、①プライバシー保護の名目で、個人データの自由な国際流通に対する不当な障害を設けないようにすること、②ガイドラインに掲げる諸原則（収集の制限、利用の制限、個人参加の原則等）を国内法の中で考慮すること、③ガイドラインの履行について協力すること、などである。

なお、最近 ICCP 委員会では、国際間のデータ流通を情報、電子計算機、通信分野におけるサービス貿易の視点からも検討することが提案されており、特に1982年においては電気通信サービスの市場構造変化等の問題について検討がなされていることが注目される。

## (2) 国連宇宙空間平和利用委員会の動向

直接放送衛星 (DBS : Direct Broadcasting Satellite) とは、家庭までテレビ放送の電波を直接送ることを目的とした静止衛星であり、視聴者は衛星からの電波を小型パラボラアンテナで受けて視聴することができる。

この衛星による直接テレビジョン国際放送は、受信国の経済、社会、文化等の面に大きな影響を及ぼすこととなるため、国連の宇宙空間平和利用委員会では、1972年の第27回国連総会で採択した「国際協定を締結する目的で、直接テレビジョン放送衛星の国による利用を律する原則を作成する必要を認め、そのため宇宙空間平和利用委員会に対し、そのような原則を早急に作成するよう要請する」旨の決議ののっとり、衛星による直接テレビジョン国際放送の実施等に際し遵守すべき原則案について検討を行ってきた。

この検討に際しては、主として西側諸国と東側諸国の間で衛星による直接テレビジョン国際放送の規制等をめぐって意見の対立があり、10余年にわたる審議にもかかわらず妥協点を見いだせず、結局、同委員会のコンセンサスが得られないまま1982年12月、第37回国連総会で、東側諸国・開発途上国寄りの表現で起草された「直接テレビジョン国際放送衛星の国による利用を律する原則案」を採択する旨の決議案が投票に付され、賛成多数で採択された。この原則の主な内容としては、①衛星による直接テレビジョン国際放送は、各国の主権を尊重して行うこと、②すべての国は衛星による直接テレビジョン国際放送を行う権利を平等に有するとともに、実施に伴う義務も負うこと、③衛星による直接テレビジョン国際放送を行う場合には、事前に受信国に通知し、受信国の要請により協議を行うこと などである。

## 第2節 通信インフラストラクチャーの現状

### 1 通信インフラストラクチャー整備の重要性

均衡のとれた情報流通の確保のためには、通信分野の国際協力が必要である。また、それとともに通信インフラストラクチャーの整備拡充は、開発途上国の抱えている問題の解決のための有力な手段となる。郵便、電話、放送等の通信インフラストラクチャーは、国際理解の強化、国民の一体感の醸成、経済・社会活動の効率化・高度化、科学・文化の向上のために大きな役割を担うものである。さらに個人レベルの多種多様な生活活動の充実や災害時の緊急連絡手段等として重要な役割を担っている。

### 2 通信インフラストラクチャーの地域格差

通信インフラストラクチャーの整備拡充は、上述のとおり政治的安定、社会経済発展といった開発途上国の国家目標の達成にとって有力な手段となる。そこで近年、開発途上国は、国の発展に必要な通信インフラストラクチャーを重視し、国家開発のための長期的な計画の中にその整備計画を折り込むなどして、整備、拡充に努力している。

しかし、通信インフラストラクチャーの現状及びその利用状況を、先進諸国、中 GNP 諸国、低 GNP 諸国別に比較してみると、第1—2—3表のとおり、その差は依然として大きいものがある。例えば人口1,000人当たりの日刊新聞発行部数でみると、低 GNP 諸国では先進諸国の17分の1、ラジオ受信機台数では13分の1、テレビ受像機台数では63分の1となっており、電話機の台数に至っては271分の1にすぎない。

また、日本とアジアとの対比でみると、日本の人口はアジアの人口の5%にすぎないが、日刊新聞の発行部数では66%、ラジオ受信機台数では46%、テレビ受像機台数では63%、電話機台数では89%と、その大部分を占めて

第1-2-3表 通信インフラストラクチャーの地域格差

区 別	日刊新聞	ラジオ 受信機	T V 受像機	電話機	備 考
	1,000人当たり				
低 GNP 諸国	19.2	56.0	5.4	1.3	1人当たり GNP が400ドル以下。インド、ネパール、ザイール等
中 GNP 諸国	19.0	57.2	22.5	15.1	1人当たり GNP が400～2,500ドル。韓国、マレーシア、ブラジル等
先 進 諸 国	328.0	741.0	338.0	352.0	日本、米国、西欧、カナダ等

マクブライド委員会報告書による。

第1-2-4表 アジアの中の日本

区 別	人 口 1975		日刊新聞（発 行部数）1976		ラジオ受信 機 1976		T V受像機 1976		電 話 機 1976	
	単位： 百万	%	単位：千	%	単位：千	%	単位：千	%	単位：千	%
日 本	111	5	57,820	66	59,650	46	26,827	63	48,646	89
日本を除く アジア	2,184	95	29,766	34	69,764	54	15,651	37	6,280	11
ア ジ ア	2,295	100	87,586	100	129,414	100	42,478	100	54,926	100

マクブライド委員会報告書による。

いる（第1-2-4表参照）。

さらに、電気通信インフラストラクチャーに対する人口1人当たりの投資額でみると、1968年と1977年とで比較した場合、投資額の伸び率は、先進国（3.3倍）より開発途上国（4.2倍）の方が大きいですが、1人当たりの投資額の絶対額では、先進国が1977年で54.4ドルであるのに対し、開発途上国は6.7ドルであり、8倍以上の差があるとともに、すべての投資に占める電気通信インフラストラクチャーの投資の割合でも、先進国が3.9%であるのに対して開発途上国は2.0%となっている（第1-2-5表参照）。

こうした状況の背景としては、次の点が挙げられる。

① 通信は、大規模かつ複雑なシステムであり、その計画、建設、保守、運

第1-2-5表 電気通信インフラストラクチャーに対する投資

区別	人口1人当 たりの投資 (ドル)	すべての投 資に対する 割合 (%)	人口1人当 たりの投資 (ドル)	すべての投 資に対する 割合 (%)
	1968年		1977年	
先進国(社会主義諸 国と西独を除く。)	16.6	3.5	54.4	3.9
開発途上国(全体の8 %に当たるサンプル)	1.6	1.8	6.7	2.0

マクブライド委員会報告書による。

営には高度かつ総合的な技術力とシステム運営の能力を要するが、開発途上国ではこのような高度な技術や経験を持った人材が不足している。

- ② 通信インフラストラクチャーの整備には、ぼう大な資金を要するため、開発途上国だけではその資金調達に困難が伴う。
- ③ 通信インフラストラクチャーは、道路、港湾、電力等の、他のインフラストラクチャーと同様、農業、工業等の生産活動の効率化、合理化に役立ち、経済社会発展のための潜在能力を向上させるものである。しかしながら、それらの生産の拡大に直接結びつくものではなく、その効果が出るまでには長時間を要することから、投資が後回しにされることが多い。

一方、通信インフラストラクチャーの整備発展に当たり、技術水準の高い情報通信手段ほど格差が大きくなりやすいという問題がある。先進国では宇宙通信やコンピュータ等の先端技術の導入によって情報通信の高度化・多様化を一層推進しており、先進国と開発途上国との間に格差の広がることが懸念されている。

反面、先端技術を積極的に導入することによって開発途上国が急速に先進国に近づく可能性も出てきている。例えば、国土に多数の島々を抱えていたり、広大な国土のため通信網の構築が遅れている場合に、通信衛星を利用して国内通信網を作り上げることなどが可能となってきた。このためには、開発途上国が先端技術を積極的に導入できるような条件を整備することが必要である。

### 第3節 国際機関における通信分野の国際協力

グローバルな通信ネットワークを形成するためには、各国の技術基準、運用基準を統一することが必要であるように、通信にとってはその性格上、国際協力は不可欠のものである。

近年における情報通信の役割の増大に伴い、国際機関における国際協力の取組が重要となってきた。

#### 1 国連開発計画 (UNDP)

UNDP は開発途上国の社会、経済の開発促進のため、技術援助を行うことを目的としており、国連及び国連の専門機関からなる国連システムの行う技術協力活動の中軸となるものである。

第 1-2-6 表 UNDP に対する主要各国の拠出状況

(単位：百万ドル)

1980年			1981年			1982年		
順位	国名	金額	順位	国名	金額	順位	国名	金額
1	米 国	126.1	1	米 国	125.8	1	米 国	128.2
2	オランダ	78.5	2	オランダ	63.9	2	オランダ	61.5
3	スウェーデン	76.6	3	スウェーデン	62.6	3	ノールウェー	55.1
4	西 独	61.9	4	ノールウェー	48.8	4	スウェーデン	53.1
5	デンマーク	58.6	5	西 独	47.6	5	日 本	51.4
6	ノールウェー	48.0	6	デンマーク	47.1	6	西 独	46.4
7	日 本	41.0	7	日 本	45.9	7	カナダ	41.8
8	カナダ	35.2	8	カナダ	37.7	8	デンマーク	39.3
9	英 国	34.9	9	英 国	34.2	9	英 国	32.6
10	フランス	25.1	10	フランス	23.7	10	フランス	26.1
総 額		716.6	総 額		673.6	総 額		674.9
日本の拠出割合		5.7%	日本の拠出割合		6.8%	日本の拠出割合		7.6%

UNDP 資料による。

UNDP の活動資金は、各国の任意拠出金によってまかなわれており、毎年、秋に国連本部で開かれる「拠出誓約会議」で、各国の拠出金が誓約され、拠出される。拠出総額は、1982年で674.9百万ドルであり、日本はその7.6%の51.4百万ドルを拠出している。日本は額、拠出割合ともに伸びているが、日本の1980～82年度の国連通常予算分担率9.58%と比べても、その分担比率はまだ低い（第1—2—6表参照）。

技術援助の対象となるプロジェクトの実施には、国連の専門機関が当たることが多く、通信分野のプロジェクトは、UPU や ITU がその実施機関となって活動している。

UNDP の資金による各実施機関の援助実績は第1—2—7表のとおりで

第1—2—7表 UNDP の機関別援助実施状況

(単位：百万ドル)

実施機関	年		1981		1982	(暫定)
	1980	構成比	1981	構成比	1982	構成比
国連 (UN)	83.6	12.5%	91.5	12.7%	85.1	13.1%
国際労働機関 (ILO)	56.2	8.4	54.0	7.5	51.1	7.8
国連食糧農業機関 (FAO)	167.1	24.9	182.5	25.3	141.1	21.6
国連教育科学文化機関 (UNESCO)	53.9	8.0	52.2	7.2	44.5	6.8
世界保健機関 (WHO)	22.7	3.4	23.6	3.3	20.0	3.1
国際民間航空機関 (ICAO)	36.1	5.4	39.8	5.5	35.3	5.4
世界気象機関 (WMO)	9.9	1.5	12.4	1.7	11.8	1.8
国際原子力機関 (IAEA)	4.4	0.7	4.9	0.7	4.3	0.7
国際海事機関 (IMO)	5.8	0.9	7.1	1.0	6.8	1.0
国際電気通信連合 (ITU)	27.0	4.0	32.4	4.5	25.1	3.9
国連開発計画 (UNDP)	53.8	8.0	52.4	7.2	46.8	7.2
国連工業開発機関 (UNIDO)	56.9	8.5	66.9	9.2	67.6	10.4
国連貿易開発会議 (UNCTAD)	15.8	2.4	17.0	2.3	14.5	2.2
万国郵便連合 (UPU)	3.6	0.5	3.3	0.5	2.0	0.3
世銀 (World Bank)	29.0	4.3	35.5	4.9	39.2	6.0
その他	44.0	6.6	46.7	6.5	56.8	8.7
合計	669.8	100.0	722.2	100.0	652.0	100.0

UNDP 資料による。



あり、近年では、UPU と ITU との合計の割合は、4～5%程度である。

## 2 万国郵便連合 (UPU)

UPU は、加盟国から要請される郵便に関する技術協力にできる限り参加することとなっている (UPU 憲章第1条3)。

1960年代に入ってアジア・アフリカの開発途上国が相次いで UPU に加盟した結果、それら開発途上国の郵便事業を育成し発展させることが急務となった。このため UPU は 1963 年以来、UNDP に参加するとともに、その後においては、独自の資金による技術協力も行ってきている。

UPU の技術協力活動は、UNDP 資金によるものが中心である。1981年の UNDP 資金によるプロジェクトとしては30か国を対象にした国別プロジェクトや、アフリカ地域 (5件)、ラテン・アメリカ地域 (3件)、アジア太平洋地域 (4件) の地域プロジェクトがある。

技術協力の具体的活動としては専門家の派遣、郵便セミナーの実施等があるが、最近の専門家等の派遣状況は第1-2-8表のとおりである。

第1-2-8表 UPU の専門家等の派遣状況

(単位：人)

区分 \ 年	1979	1980	1981
専 門 家	47	71	57
コンサルタント	42	44	46

UPU 資料による。

## 3 国際電気通信連合 (ITU)

ITU の開発途上国に対する国際協力は、電気通信設備や電気通信網の建設や改善のための技術協力活動が中心であり、その経費総額は年々増加している。

ITU の技術協力活動の資金源は、ほとんど UNDP 等の外部資金に依存している。1981年においては援助総額40,293千ドルのうち、83%が UNDP か

ら供給された資金である。その他、被援助国が資金を ITU に寄託して技術協力を受ける信託基金が15%、準専門家（UNDP のプロジェクトに従事する専門家への協力を任務とする専門家）を派遣する援助国がその経費を負担する資金等が2%となっている（第1—2—9表参照）。

ITU が実施する技術協力のプロジェクトとしては、おおむね①アフリカ、アジア、中南米等の各地域における電気通信網の開発の推進、②開発途上国における電気通信の管理業務の強化、③電気通信関係の人材の育成の3分野に分類され、専門家の派遣、機材の供与等が行われている。

第1—2—9表 ITU 技術協力活動の資金源

(単位：千ドル)

区 分	1979		1980		1981	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
U N D P	20,716	79.5%	27,540	82.6%	33,302	82.7%
信 託 基 金	4,391	16.8	4,935	14.8	6,102	15.1
準 専 門 家	745	2.9	864	2.6	881	2.2
そ の 他	212	0.8	14	0.04	8	0.02
計	26,064	100.0	33,353	100.0	40,293	100.0

ITU 資料による。

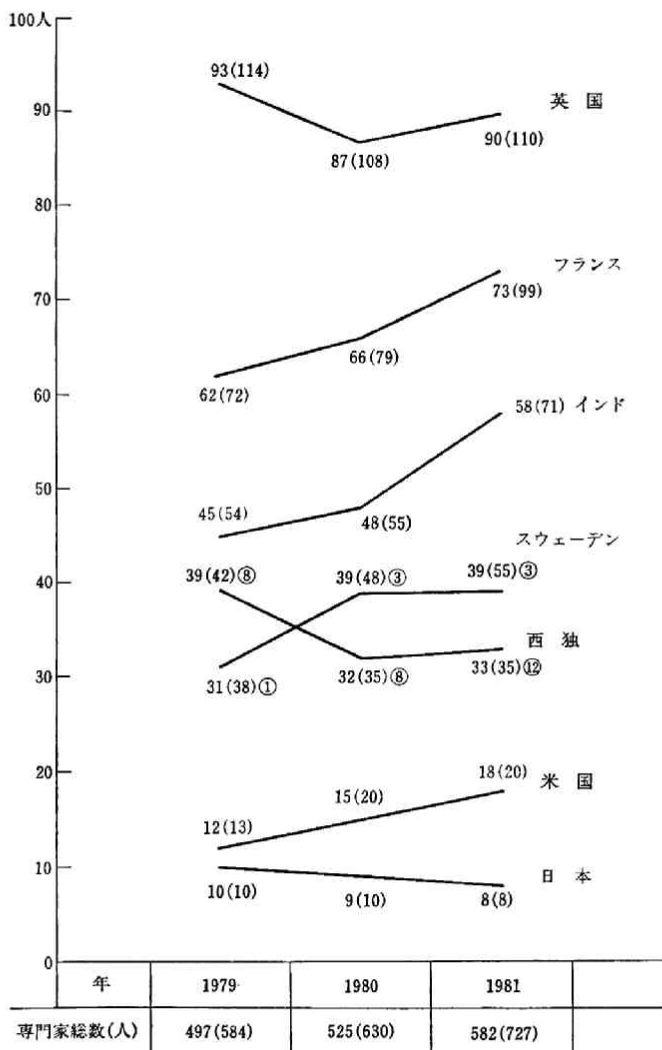
第1—2—10表 ITU プロジェクト形態別経費

(単位：千ドル)

区 分	1979		1980		1981	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
専 門 家 ・ 準 専 門 家	15,174	58.2%	19,430	58.3%	20,739	51.5%
管 理 援 助 要 員	1,045	4.0	546	1.6	1,952	4.8
下 請 (サブ・コントラクト)	153	0.6	770	2.3	1,217	3.0
研 修 生 (フェローシップ)	1,367	5.2	1,810	5.4	1,981	4.9
集 団 研 修	925	3.6	715	2.1	1,068	2.7
機 材 供 与	6,610	25.4	8,926	26.8	12,011	29.8
そ の 他	790	3.0	1,156	3.5	1,325	3.3
計	26,064	100.0	33,353	100.0	40,293	100.0

ITU 資料による。

第 1-2-11 図 ITU の主要国別専門家派遣状況



ITU 資料により作成

(注) 1. ( ) 内の数字は派遣回数を示す。

2. 西独、スウェーデンは準専門家を含んだ数字であり、○内の数字が準専門家教

第1—2—10表は最近のプロジェクト形態別経費であるが、1981年では専門家等の派遣が約半分を占めている。専門家等の派遣については、技術協力活動の拡充とともに、その数が増えてきており、その派遣先はアフリカが多く、次いでアジア大洋州、中東等の順であり、専門家の国籍は英国、フランス、インド等が多い（第1—2—11図参照）。

#### 4 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）

UNESCOは、教育、科学及び文化を通じて諸国民間の協力を促進することによって、世界平和に貢献することを目的としており、広範囲で多岐にわたる事業活動を行っている。

1960年代に、アジア、アフリカの新興独立国が大挙してUNESCOに加盟したことに伴い、UNESCOの事業活動は、これら開発途上国の開発援助のため、教育と科学技術に重点を置いてきた。

また、最近では、マスメディア宣言、マクブライド委員会の活動、あるいは、IPDCの設立にみられるようなコミュニケーションの問題に重点を置いた活動が顕著になってきている。

最近におけるUNESCOの情報通信分野の国際協力活動は、IPDCが中心となっていくこととなっている。IPDCの予算は第1—2—12表のとおり

第1—2—12表 IPDC 特別会計予算

（単位：千ドル）

区 分	年 度	
	1982 (最初の予算)	1983
プロジェクト実施	741	1,662
Preparatory Assistance (フィージビリティ調査等)	75	91
訓 練	50	109
IPDC 活動推進費	44	50
予 算 総 額	910	1,912

IPDC 資料による。

第 1—2—13 表 IBRD 及び IDA の部門別貸付の推移

(単位：百万ドル)

年 度 部 門	1980			1981			1982		
	IBRD	IDA	合 計	IBRD	IDA	合 計	IBRD	IDA	合 計
農業・農業開発	1,700.4	1,758.0	3,458.4	2,406.0	1,357.0	3,763.0	2,180.2	898.2	3,078.4
開発金融公社	743.0	74.5	817.5	1,042.0	70.5	1,112.5	957.8	135.5	1,093.3
教 育	360.1	80.0	440.1	374.6	360.7	735.3	428.4	98.0	526.4
エ ネ ル ギ ー									
石油・天然ガス・石炭	328.5	128.5	457.0	564.0	95.5	659.5	720.6	45.7	766.3
電 力	1,584.5	807.8	2,392.3	1,282.5	40.5	1,323.0	1,432.9	698.3	2,131.2
工 業	393.5	29.0	422.5	456.5	409.7	866.2	910.4	49.0	959.4
ノンプロジェクト	280.0	242.5	522.5	789.0	223.0	1,012.0	990.7	250.0	1,240.7
人口・保健・栄養	65.0	78.0	143.0	12.5	—	12.5	13.0	23.0	36.0
小 企 業	222.0	38.0	260.0	157.5	71.5	229.0	228.0	57.7	285.7
技 術 援 助	—	13.0	13.0	49.5	81.6	131.1	24.8	47.7	72.5
通 信	66.0	65.0	131.0	—	329.2	329.2	338.3	57.5	395.8
輸 送	1,205.0	239.5	1,444.5	782.3	299.8	1,082.1	1,379.5	234.7	1,614.2
都 市 開 発	249.8	99.0	348.8	459.0	42.0	501.0	324.8	50.0	374.8
上 下 水 道	446.4	184.7	631.1	433.5	101.1	534.6	400.2	41.0	441.2
合 計	7,644.2	3,837.5	11,481.7	8,808.9	3,482.1	12,291.0	10,329.6	2,686.3	13,015.9
合計に対する通信の 比率 (%)	0.9	1.7	1.1	—	9.5	2.7	3.3	2.1	3.0

世界銀行年次報告資料による。

であり、1983年度の子算総額は、191万ドルとなっており、前年度の91万ドルに比べて2倍以上の伸びを示している。なお、IPDCの承認プロジェクトとしては、アジア・太平洋ニュース網（ANN）の通信関係研修プロジェクトやアジア・太平洋フィルム保管センターの映画、ビデオフィルム交換のインフラストラクチャー整備プロジェクト等がある。

## 5 その他

その他、国際復興開発銀行（IBRD）、国際開発協会（IDA）等の国際開発金融機関も通信分野に対する貸付を行っている。

IBRD、IDAの通信分野に対する貸付が援助プロジェクト全体に占める割合は、1982年6月までの累積ベースで2.5%である。

なお、最近の貸付実績は第1—2—13表のとおりである。

# 第4節 我が国における通信分野の国際協力

## 1 我が国における通信分野の国際協力の現状

### （1）通信分野の国際協力

通信分野の国際協力の意義については、次のことが挙げられる。

#### ① 国際相互理解の促進

通信分野における通信インフラストラクチャーの南北格差とそれに伴う情報流通の不均衡は、南北間の相互理解を促進する上での障害となっている。このようなことから開発途上国の通信機能の充実のための国際協力は、国際相互理解の促進を図る上で主要な役割を果たすものである。

#### ② 技術先進国としての役割

通信インフラストラクチャーは、すべての国の社会的、経済的發展にとって不可欠の要素である。我が国は、電気通信やコンピュータ等エレクトロニクス分野、特にハードウェアに関する技術については、世界の先進国の一つ

であり、電話、テレビ、新聞等の情報通信メディアの普及発展状況においても、世界の最高水準にある。こうした技術と蓄積をもって、開発途上国の通信インフラストラクチャーの整備に協力し、技術移転を図ることにより、開発途上国の経済社会の安定発展に貢献する必要がある。

### ③ 通信分野の近代化の経験

我が国は、明治以降通信インフラストラクチャーの整備・拡充に取り組んできた。こうした経験とノウハウを開発途上国の通信インフラストラクチャーの整備・発展のために活用することができる立場にある。

## (2) 政府開発援助 (ODA)

ODA は、第1—2—14表のとおり、相手国政府との合意に基づく二国間協力と国際機関に対する出資・拠出等の多国間協力に分けられる。さらに、二国間協力は、資金協力（無償資金協力、政府直接借款）と技術協力に大別できる。

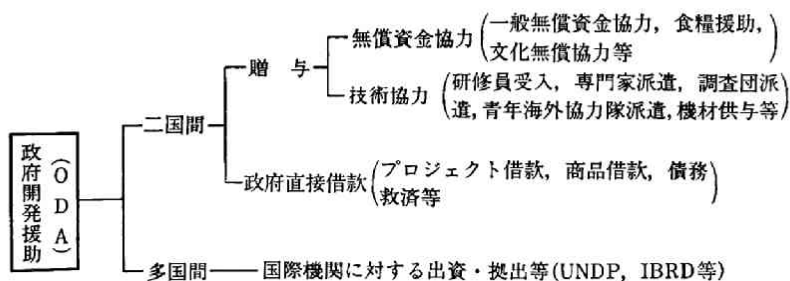
我が国の通信分野の ODA の二国間協力について、以下概観する。

### ア 資金協力

#### （ア）無償資金協力

無償資金協力とは、開発途上国に対し返済義務を課さずに資金を供与する形態の援助であり、無償資金協力のうち、文化無償協力、食糧援助等を除く一般無償資金協力に占める通信関係の割合は、第1—2

第1—2—14表 政府開発援助の分類



—15 表のとおりとなっている。

第 1—2—15 表 分野別一般無償資金協力実績

(金額：億円，シェア：%)

分野	会計年度		55		56		57	
	実績		金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
医療			129.3	23.2	249.3	36.4	266.35	35.6
教育・研究			66.5	12.0	137.9	20.1	93.3	12.5
農業			72.89	13.1	28.5	4.2	107.3	14.3
民生・環境改善			132.71	23.9	130.5	19.0	135.15	18.1
通信・運輸			149.35	26.8	107.7	15.7	140.6	18.8
(うち通信)			(30.85)	(5.5)	(33.9)	(4.9)	(84.5)	(11.3)
エネルギー			5.5	1.0	31.5	4.6	5.5	0.7
計			556.25	100.0	685.4	100.0	748.2	100.0

外務省資料による。

(注) 債務救済は除く。

(イ) 政府直接借款

政府直接借款とは、通常「円借款」と呼ばれ、経済インフラストラクチャー分野のプロジェクト借款が中心となっている。通信分野のプロジェクト借款は、年々増加傾向にあり、全体に占める割合は57年度で11.3%となっているが、陸運や電力分野のプロジェクト借款の全体に占める割合より小さい(第1—2—16表、第1—2—17図参照)。

イ 技術協力

技術協力は、開発途上国における技術の普及あるいは技術水準の向上を目的として行われるものであり、研修員の受入れ、専門家の派遣、開発調査の実施、海外技術協力センターの設置・運営等を通じて、開発途上国の社会経済の担い手となる人材の養成を行うものである。

我が国の ODA に占める技術協力の割合は、近年 10% 前後であり、DAC 諸国平均の約 20% と比し半分程度にすぎない。

(ア) 研修員の受入れ



第1-2-16表 分野別プロジェクト借款実績

(金額：億円，シェア：%)

分野	1980		1981		1982	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
(農林水産業)	(236)	(5.4)	(565)	(12.4)	(606)	(12.5)
農 業	61	1.4	178	3.9	256	5.3
水 産 業	0	0	38	0.8	36	0.7
灌 溉・治 水	175	4.0	349	7.6	314	6.5
(鉱 工 業)	(575)	(13.2)	(987)	(21.6)	(520)	(10.8)
鉱 業	230	5.3	0	0	62	1.3
工 業	345	7.9	987	21.6	458	9.5
(経済インフラ)	(3,294)	(75.4)	(2,907)	(63.7)	(3,524)	(73.0)
陸 運	802	18.4	620	13.6	1,282	26.5
海 運	662	15.1	672	14.7	152	3.1
航 空	280	6.4	142	3.1	169	3.5
電 力	1,219	27.9	1,124	24.6	970	20.1
ガ ス	66	1.5	0	0	404	8.4
通 信	266	6.1	349	7.6	547	11.3
(社会インフラ)	(55)	(1.3)	(60)	(1.3)	(163)	(3.4)
(そ の 他)	(210)	(4.8)	(45)	(1.0)	(16)	(0.3)
合 計	4,370	100	4,565	100	4,829	100
<未 定>	< 6>		< 0>		< 0>	

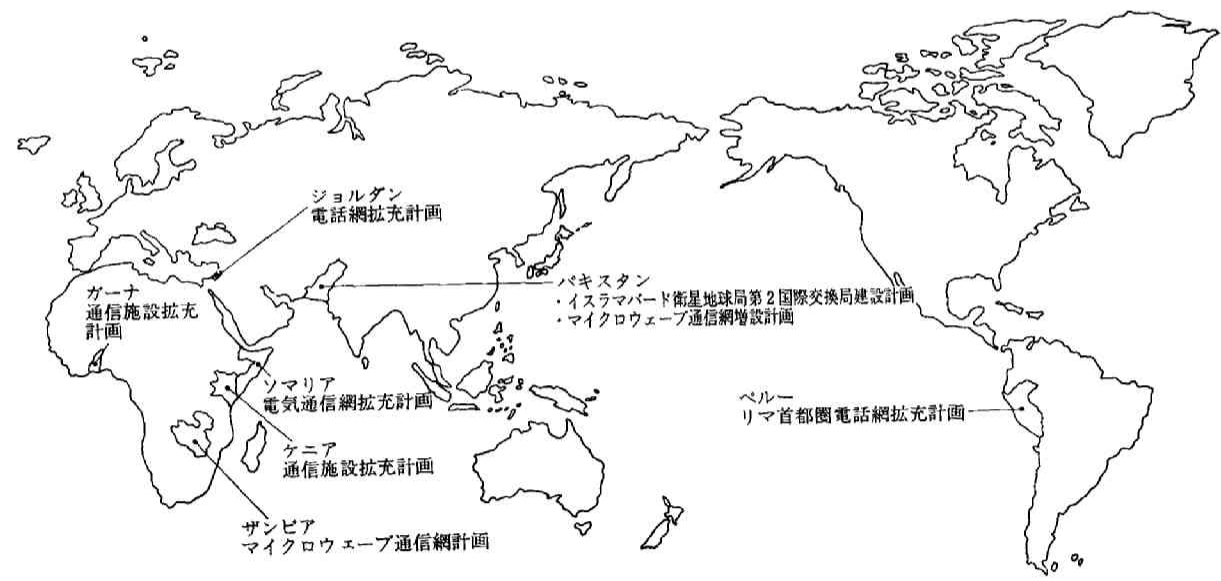
## ※主な対象分野の内容

- 農業：農業総合開発，農村開発
  - 水産業：漁業基地整備
  - 灌漑・治水：灌漑，治水，洪水制御
  - 鉱業：石油開発，鉱山開発
  - 工業：肥料工場，製鉄所
  - 陸運：道路，鉄道，橋梁建設
  - 海運：港湾建設，船舶
  - 航空：空港建設
  - 電力：水力，火力，地熱発電，送配電
  - ガス：ガス開発
  - 通信：電話網整備，マイクロウェーブ施設
  - 社会インフラ：上・下水道整備
  - その他：医療施設，教育施設
- 外務省資料による。

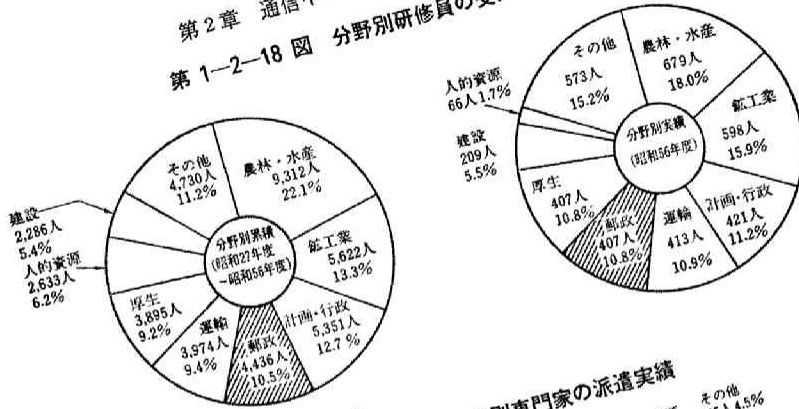
開発途上国の通信関係技術者を，我が国の研修施設に受け入れ，人材の育成を行うものである。通信関係設備は，設置後の運用，保守においても高い技術力を必要とすることから，こうした研修は大きな役

第 1—2—17 図 57年度通信分野における有償資金協力（円借款）案件

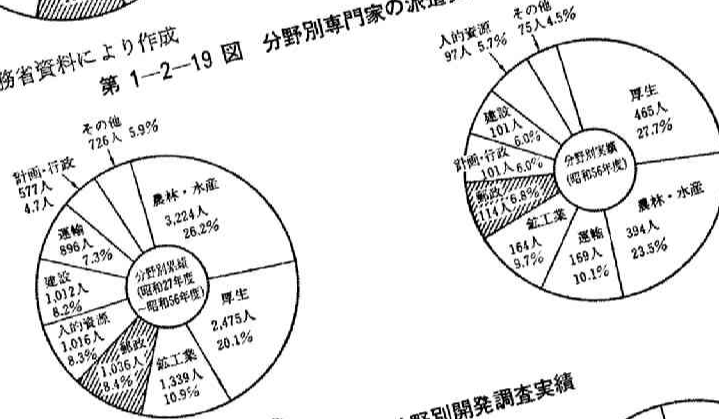
—交換公文締結ベース—



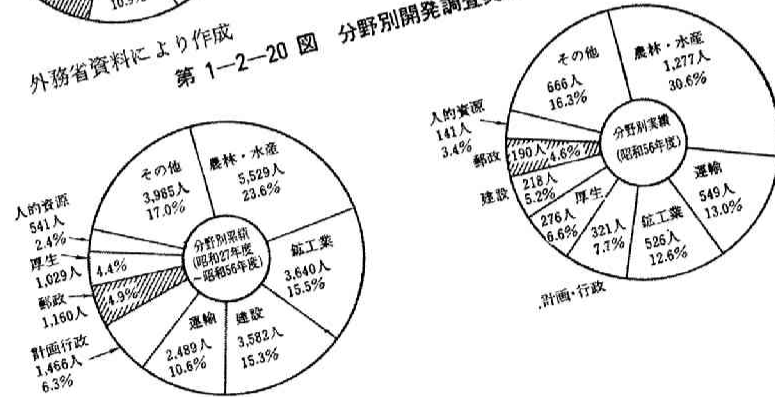
第 1-2-18 図 分野別研修員の受入れ実績



外務省資料により作成 第 1-2-19 図 分野別専門家の派遣実績



外務省資料により作成 第 1-2-20 図 分野別開発調査実績



外務省資料により作成

割を果たしている。通信関係の研修員の受入れ実績及び全体に占める割合は、第 1—2—18 図のとおりである。

(i) 専門家の派遣

我が国の通信関係の専門家を開発途上国へ派遣し、現地で職員の訓練、通信関係施設の建設、保守及び運用面の指導、開発計画の企画、助言を行うことにより、通信関係技術の移転を図るものである。通信関係の専門家の派遣実績及び全体に占める割合は、第 1—2—19 図のとおりである。

(ii) 開発調査

開発途上国の通信関係の開発計画について調査を行い、プロジェクトを選定したり、緊急妥当性の観点から特定プロジェクトの可否を判断するための基礎資料を得るために行われるものである。通信関係の開発調査の実績及び全体に占める割合は、第 1—2—20 図のとおりである。

(iii) その他

通信関係の技術協力には、上述のほか、通信関係機材の供与、開発途上国において、技術者の養成やその国の実情に合った研究開発等を行うために設置される海外技術協力センタ事業への協力がある。

(3) その他の国際協力

その他の国際協力には、民間部門が営利を目的として長期にわたる資本取引を行うもの、例えば、通信機器メーカーの行う直接投資、通信機器の輸出に際し、その代金の分割払いを認める輸出信用等がある。開発途上国は、自国の通信インフラストラクチャーの建設には、先進国で製造された機器を用いる場合がほとんどであり、我が国の民間通信機器メーカーは、通信機器の輸出を通じて、その国の通信網の設計、建設、保守、運営に協力している。もとより、こうした活動は企業活動であるので、政府や国際機関のそれとは同列に論じられないが、開発途上国への技術移転という観点からすると、非常に大きな役割を果たしている。

また、電気通信網等の通信インフラストラクチャーは、高度に進歩したエレクトロニクス装置の結合であり、開発途上国にあつては、この種のプロジェクトの推進には、計画の策定からシステム完成後の保守、運用の訓練に至るまでの先進国による一貫したコンサルティングが求められている。

欧米諸国においては、通信分野でコンサルティング会社等を通じて民間ベースの国際協力が活発に行われており、我が国では、こうした要請に応じるため、いくつかの民間コンサルティング機関が活動しており、今後の発展が期待されている。

## 2 総合的、計画的な国際協力の推進

国際協力の現状については、これまで述べてきたとおりであるが、社会経済の発展に不可欠の要素である通信インフラストラクチャーの南北格差には著しいものがあり、開発途上国の発展の大きな阻害要因となっている。

電気通信、コンピュータ等の技術分野において世界の先進国である我が国は、開発途上国の通信インフラストラクチャーの発展のために、次の点に配慮しつつ、通信分野の国際協力の拡充と強化に向けて一層の努力を払うべきである。

- ① 通信分野における開発途上国への国際協力については、開発途上国の通信インフラストラクチャーの整備・拡充が果たす役割の重要性にかんがみ、国、通信事業者、通信関係製造業者等の国際協力を含めた総合的、長期的な見通しに立った国際協力を推進する必要がある。

また、その際には国際協力の効果を高めるため、開発計画の策定やプロジェクトの選定の段階から、完成後の保守・運用の訓練まで一貫した協力を行っていく必要がある。

- ② 通信分野の技術は、日々進歩しており、こうした中で技術協力の実施にあたる人材の確保が、大きな課題となっている。このため、国、通信事業者、通信関係製造業者等においては、従来にも増してこの分野での人材の養成、活用を図る必要がある。

- ③ 開発途上国における通信インフラストラクチャーの整備のためには、電気通信網の管理、運営、保守等に当たる高度な技術者を多数養成する必要がある。

そのために我が国としては、現地の教育施設及び教育内容の充実への支援や海外からの研修員の教育訓練等を行うための訓練機関の整備・拡充を積極的に推進することが望まれている。こうした人材の養成にあたっては、乏しい資源の中、人的資源を財産として急速な近代化を図ってきた我が国の経験が大いに活用されるべきものといえる。

- ④ 開発途上国において、真に有効な通信インフラストラクチャーを構築するためには、その国の環境や農村地帯等の地域の実状に見合った経済的なシステム・機器の開発を行うことが重要である。

こうした開発の努力の例として、58年9月に開かれた「アジア・太平洋電気通信東京会合」で行われた国際電気通信衛星機構（インテルサット）事務局長の報告によれば、広範囲な地域に散在する小容量の通話の需要に対応する開発途上国のルーラル・コミュニケーションシステムとして、インテルサットは、小さな低コストの地球局を設置して低密度電話サービス（Low Density Telephony Service）を提供することを検討している。

我が国としても、こうした開発途上国の実態に適合したシステムの開発及び支援に力を入れることが望まれている。

## 第5節 情報通信の国際化への対処

以上の節において、情報通信に関する国際的動向と国際協力について述べてきたが、本節においては、こうした国際的な動向を踏まえた上で、情報通信分野における我が国の国際的地位とそれに伴う問題を記述する。

## 1 情報通信分野における我が国の国際的地位

## (1) 国際化の進展

我が国は、明治以来、欧米先進国の物質的豊かさへのキャッチアップを目指し、近代化と産業社会の形成に力を入れてきた。この過程においては、エネルギー、食料、原材料等資源の多くを海外に求め、さらに製品市場についても海外に依存し発展してきた。

この結果、国土面積では全世界の約0.3%、人口では約2.7%を占めるにすぎない我が国は、今や世界の貿易に占める割合でみると、輸出は約7.0%、輸入は約7.4%となり、さらに全世界のGNPの約10%を占める経済大国にまで成長するに至った(第1-2-21表参照)。

我が国のこうした国際社会とのつながりは、経済面のみならず情報通信分野においても強まってきている(第1-2-22図参照)。

## (2) 我が国を中心とした情報流通

情報流通の活発化は、国際相互理解にとって基本的要請である。特に、国際社会に依存することの極めて大きい我が国としては、円滑な情報流通の確保は極めて重要である。しかし、我が国を中心とした情報流通には次のような問題がある。

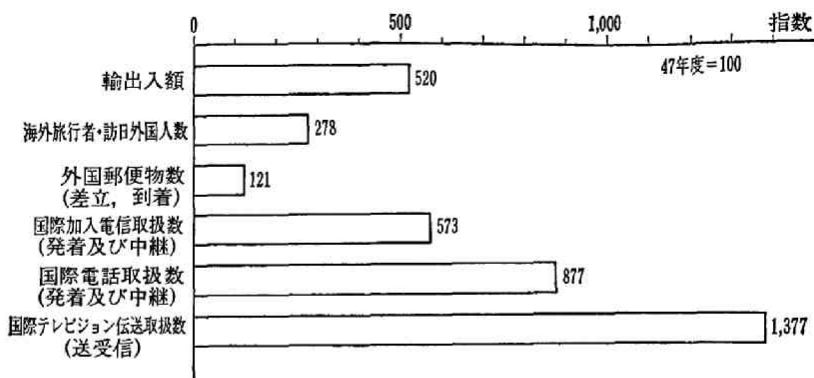
第1-2-21表 世界における我が国の位置付け

(単位：%)

国名	面積	人口 (1979年)	GNP (1980年)	世界貿易(1980年)	
				輸出	輸入
日本	0.3	2.7	10.0	7.0	7.4
米国	6.9	5.1	25.2	11.8	13.4
英国	0.2	1.3	5.0	5.9	6.0
フランス	0.4	1.2	6.3	6.2	7.0
西独	0.2	1.4	7.9	10.3	9.8

世界経済白書(57年度版)等により作成

第1-2-22 図 通信分野における国際交流の増加状況 (57年度)



(注) 輸出入額, 海外旅行者・訪日外国人人数は, 暦年による指数

我が国においては, 郵便, 電話, 放送等の通信インフラストラクチャーは, 高度に普及, 発展しており世界の最高水準にある。特に, 電気通信やコンピュータ等エレクトロニクスに関する技術については, 世界の先進国の一つである。このように通信インフラストラクチャーの整備の面では, 最も進んだ国の一つであるが, 反面, 日本を中心とした情報の流れをみると, 我が国は, 輸入超過国であり, その意味では, 開発途上国と同種の問題を抱えているといえる (第1-2-23 図参照)。

このような背景としては, 明治以降, 我が国の近代化と産業社会の形成への取組が, 西欧先進国の科学技術や文化の吸収を大きな目標として進められ, 我が国からの情報発信が不十分であったことが挙げられる。

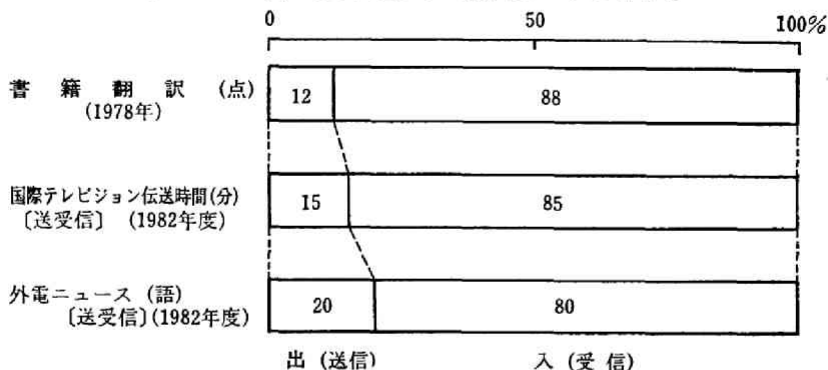
しかし, 世界経済に占める割合が高くなるのに伴い, 情報通信の分野でも, 経済規模にふさわしい貢献が求められるようになってきている。

さらに, 我が国を中心とする情報流通は, 流出入の不均衡に加え, 地域的不均衡も大きい。すなわち, 我が国の情報の流れは, 欧米に偏っており, 近隣のアジア諸国との情報流通は, これに比べて乏しい (第1-2-24 図参照)。

我が国は, 特に近隣のアジア諸国との友好協力関係を強化し, 様々なメデ

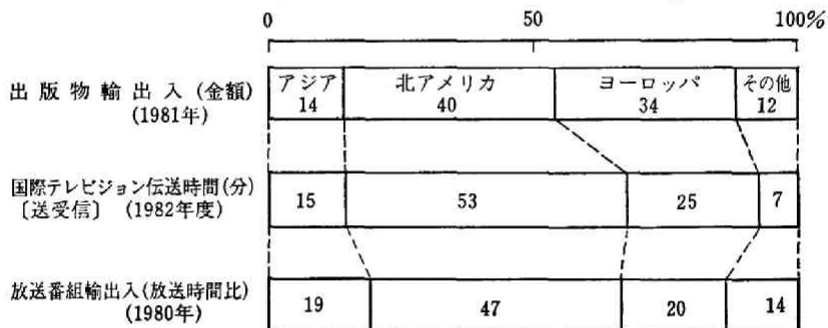


第 1-2-23 図 情報通信分野の情報流通の状況〔出入〕



ユネスコ文化統計年鑑 (1982) 等により作成

第 1-2-24 図 情報通信分野の情報流通の状況〔対地別〕



大蔵省関税局の資料等により作成

ィアを通じて交流を深めることが重要である。また、それとともに、日本を含めたアジアの文化や思想を他の地域に紹介するため、アジアからの情報発信を活発化することが重要である。

それによって、アジア文化や日本文化に対する世界の理解と認識を促進することにより、国際間の相互理解が深められることになる。

また、社会経済や科学技術等に関する情報、特にコンピュータにより処理・蓄積された情報については、一部の先進国へ集中する傾向があり、我が

国は質量ともに豊富な米国のデータベースの利用が盛んである。今日、情報は一国の社会経済の発展にとって不可欠なものとなっており、情報の過度の他国への依存は問題がある。

## 2 国際情報流通をめぐる問題

日本が海外から正しく理解され、国際社会の一員として国力に応じた貢献を行っていくためには、日本と外国との情報流通を拡大し、均衡のあるものには正す必要がある。

特に、近年、外国と日本との間の相互理解や認識のギャップが貿易摩擦等の一因となっていると指摘されており、これらの問題の解決のためにも、我が国は、情報蓄積・発信機能を拡充・強化することが必要となっている。

### (1) 国際放送

我が国の国際放送は、現在、NHKが「ラジオ日本」として短波で行っており、57年度では、世界の18地域及び全地域に向けて21言語で週当たり259時間実施されている。こうした国際放送は、我が国の政策、国情等について正確な情報を諸外国に提供し、我が国に対する正しい理解と認識を深めるための有力な手段となっている。

また、我が国の国際放送は、在外邦人にとって我が国からの情報を得る手段として重要な役割を果たしているほか、日本語学習番組や日本語放送を通じて日本語の普及に役立っている。

しかし、我が国の国際放送は次のような問題を抱えている。第1に、国内送信所は送信規模が小さく設備が老朽化しており、また、海外中継局は、ポルトガルのシネスの1箇所（1日1時間の借用）のみであり、送信体制が弱体であること、第2に、海外における受信状況は、電波の混信、減衰等により我が国から遠隔地域であるヨーロッパ、北米東部、中南米、中東、アフリカ、南西アジア等において受信不良となっており、また、近隣地域においても外国の送信出力が強いため、我が国の国際放送は、相対的に聴こえにくくなっていること、第3に、我が国の国際放送の規模をVOA（米国）、英国

放送協会（英国）と比べると、送信出力が 1/16～1/24、放送時間が 1/3～1/4、運営経費が 1/5～1/6 と大幅に下回っており、さらに、ドイッチェ・ベレ放送協会（西独）と比べても送信出力が 1/9、放送時間が 1/2、運営経費が 1/6 となっている（第 1—2—25 表、第 1—2—26 図参照）。

このような現状に対して国際放送の拡充強化、受信改善について各方面からその必要性が指摘され、具体的対策が要請されている。

58年3月の「国際放送に関する調査研究会」報告は、国際放送の改善に関し、次のような提言を行っている。

- ① 国内送信所の整備・増力を実施し、アジア、大洋州等の近隣地域向け放送の受信改善を図るとともに、あわせて海外中継局に対するバックアップ機能を維持する。
- ② 海外の数箇所に中継局を確保し、遠隔地域向け放送の受信改善を図る。
- ③ 国内送信所の整備・増力と海外中継局の確保は、現在の受信改善の緊急性を考慮すると同時並行して進めていくことが必要である。

この提言を受けて、58年度には、アフリカのガボン、中南米のパナマに中継候補地を探るための調査団を派遣するなどしている。

## （2）放送番組の交流

### ア．国際ニュース交換

放送番組の中でも、ニュースは最も即時性を要することから、衛星中継による交流が中心となっている。現在、NHK と民放在京4社により衛星中継ニュースプールが結成されており、インテルサット衛星を経由して定時にアメリカ及びヨーロッパからテレビニュース素材が伝送されてきている。また、重大なニュースについては随時衛星による伝送が行われている。

しかし、テレビニュースの交流についても、いくつかの問題点が指摘されている。第1に、受信が送信をはるかに上回っており、約6倍となっている。

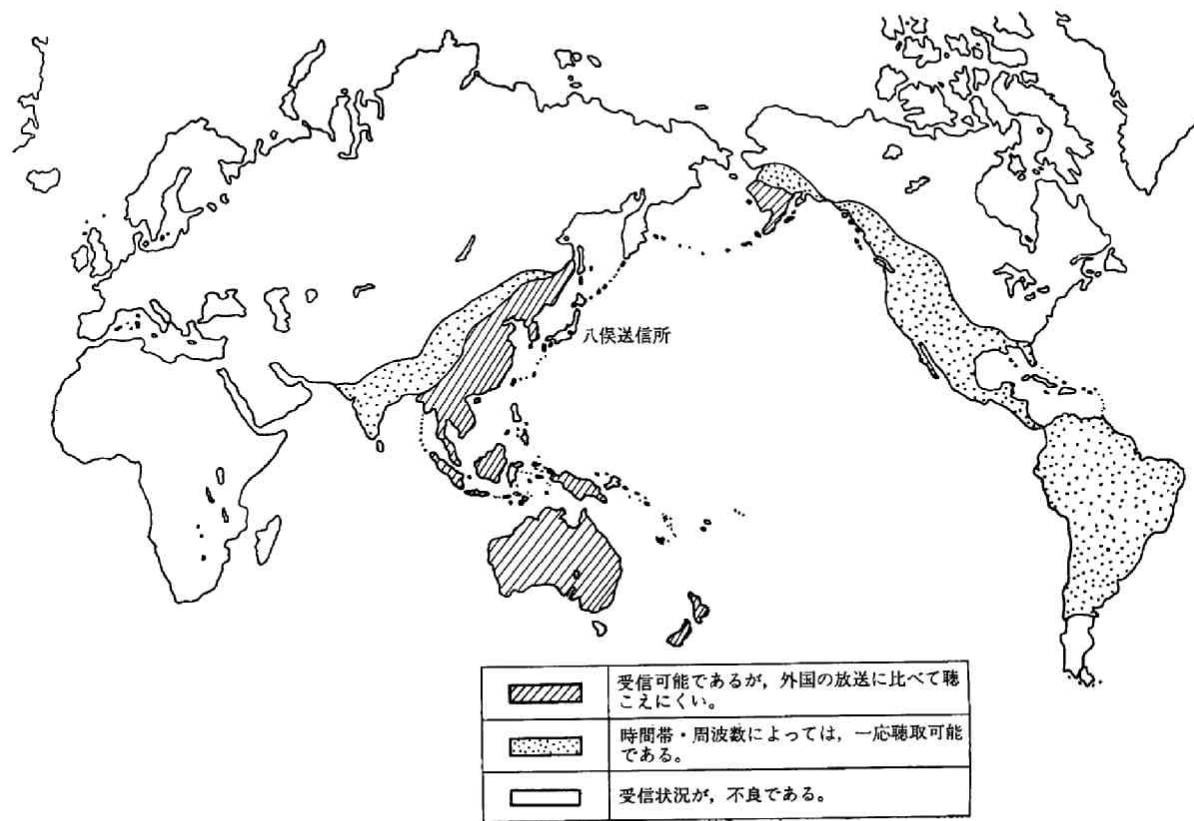
第2に、衛星による国際ニュースの交換システムが確立されているのは欧

第 1—2—25 表 主要国の国際放送実施状況

国名	実施機関	送信施設	放送時間 (週)	使用言語	運営経費
日本	日本放送協会	短波 10台 100kW × 8 50kW × 2 海外中継局 1か所 (時間借用)	時間分 259:00	21	41億6,390万円 (58年度)
米 国	V O A	短波 97台 500kW × 6 250~300kW × 48 35~200kW × 43 (50~1,000kW) 中波 8台 海外中継局 12か所	957:15	42	10,667万ドル (約267億円) (57年)
	ラジオフリーヨーロッパ ・ラジオリパティ	短波 54台 250kW × 20 100kW × 17 50~20kW × 17 150kW × 1 中波 1台 海外中継局 5か所	1,024:00	21	8,650万ドル (約217億円) (57年)
ソ 連	国家放送委員会 (モスクワ放送ほか)	短波 200台以上 (50~500kW) その他中波	2,015:00	80以上	不 明
英 国	英国放送協会	短波 66台 250kW × 24 7.5~100kW × 42 中波・長波 VHF 13台 (5~750kW) 海外中継局 7か所	711:00	37	6,290万ポンド (約222億円) (56年)
フ ラ ンス	ラジオ・フランス・インターナショナル	短波 20台 500kW × 8 100kW × 12 海外中継局 1か所 (時間借用)	119:00	6	約9,000万フラン (約32億円) (57年)
西 独	ドイツエーベレ放送協会	短波 27台 500kW × 8 250kW × 9 50~100kW × 10 600kW × 1 中波 1台 海外中継局 5か所	593:00	34	23,400万ドイツマルク (約235億円) (57年)

国名	実施機関	送信施設	放送時間 (週)	使用言語	運営経費
西 独	ドイッチェラントフンク 放送協会	長波 2台 中波 6台 500kW × 2 800kW × 1 700kW × 1 600kW × 1 200kW × 1 100kW × 2	213 : 30	14	不 明
ス イ ス	スイス放送協会	短波 16台 500kW × 1 250kW × 10 100kW × 5	162 : 45	9	1,120万スイスフラン (約 11億円) (57年)
オ ラ ン ダ	オランダ国際放送協会	短波 10台 300kW × 4 100kW × 4 50kW × 1 10kW × 1 海外中継局 2か所	287 : 00	7	5,000万ギルダー (約 46億円) (57年)
オーストラリア	オーストラリア放送委員会	短波 13台 250kW × 1 100kW × 7 50kW × 3 10kW × 2	333 : 00	10	575万オーストラリアドル (約 14億円) (54年)
中 国	国際広播電台	短波 70台以上 (50~500kW) その他中波	約 1,441 : 00	44	不 明
韓 国	韓国放送公社	短波 8台 250kW × 2 100kW × 4 50kW × 1 10kW × 1 その他中波	329 : 00	10	不 明
マレーシア	マレーシア国营放送	短波 5台 500kW × 2 100kW × 2 50kW × 1 中波 600kW × 1	140 : 35	8	不 明

第 1—2—26 図 八俣送信所からの国際放送受信状況



米との間のみであり、近隣のアジア諸国との間では、このようなニュース交換システムが確立されていない。

このうち第2の点については、58年3月にアジア太平洋放送連合（ABU）加盟メンバーの間で、世界コミュニケーション年を記念して、衛星によるテレビニュースの交換が試行された。今後、アジア各国間における本格的なニュース交換システムを確立することが必要である。このためには、技術者、専門家の養成が大きな課題とされており、教育研修施設の整備、専門家養成等に対する我が国の協力の充実が求められている。

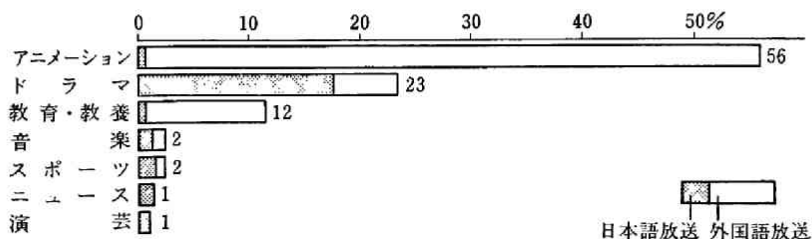
#### イ. 放送番組の輸出入

ニュース以外の番組の交流は、通常、フィルムやビデオテープの空輸によって行われている。我が国と外国とのこうした番組の輸出入をみると、放送時間数にして、輸出4,585時間（1980年）は輸入2,332時間（1980年10月～1981年9月）に比べ約2倍となっている。

輸出のうち、主として日系人のための日本語放送が1,236時間、アニメーションが2,500時間を占めており、これらを除外して考えると、輸出は輸入の1/3に逆転する（第1-2-27図参照）。

また、地域別にも、輸入番組の97%が北米、西ヨーロッパからのもので占められており、地域的にも不均衡が大きい（第1-2-28表参照）。

第1-2-27図 輸出番組の内容 —日本語放送、外国語放送—  
(1980年、輸出契約)



NHK 資料による。

番組輸出には、翻訳の手間と費用、著作権等が大きな障害となっており、こうした問題を解決して輸出を行うための機関の充実が望まれている。また、番組制作に当たって、あらかじめ輸出が容易となるような措置を講じる

第1—2—28表 地域別放送番組  
輸入状況  
—放送時間量比—

地 域	比 率
北 ア メ リ カ	78.1%
西 ヨ ー ロ ッ パ	19.3
東 ヨ ー ロ ッ パ	1.3
ア ジ ア	1.0
オ セ ア ニ ア	0.3

NHK 資料による。

(注) 1980年10月から1981年9月まで、関東地方のテレビ局7局により放送された外国制作のテレビ番組である。

こと(出演契約、音楽使用権等)が今後の課題といえる。

さらに、近隣アジア諸国との関係では、アジア各国の国民が相互の文化や伝統に対する理解と認識を深めるために、番組の共同制作を一層促進することが求められている。それとともに、アジア各国のすぐれた文化・思想を他の地域へ紹介するための番組の制作に、

各国が、一致協力して取り組むことが重要である。58年においては、ABU加盟国間で日本とパングラディッシュ等

いくつかの組合せで、番組共同制作が進められている。

しかしながら国によって番組制作能力には格差があり、開発途上国における番組制作能力の向上のための研修機関の整備等の国際協力が我が国に求められている。

### (3) 海外広報等

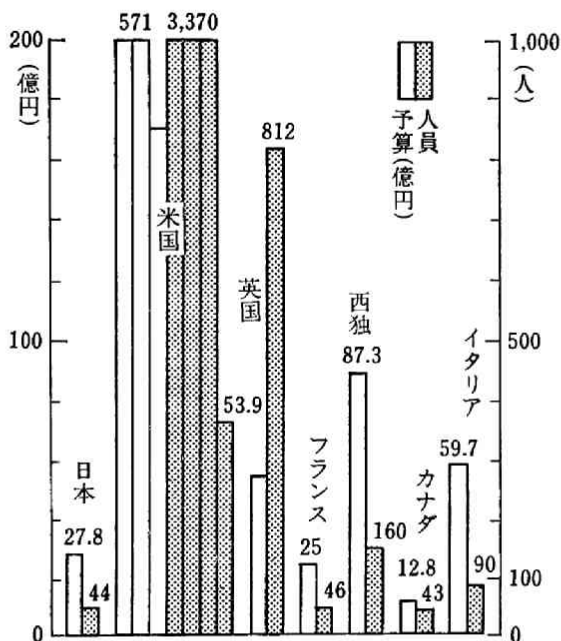
放送のほか、国際的な情報交流は、様々な分野で行われている。

例えば、政府の海外広報についてみると、我が国の広報予算、人員は米国、英国、西独等と比べて著しく少ないのが現状である(第1—2—29図参照)。

教育も情報交流の重要な手段であるが、欧米の教科書をみると、日本の記述がごくわずかであったり、日本に関する誤解に基づくものがある。また、欧米でも教科書だけでなく教育資料を使うことが多くなっているが、日本に關しては教育資料もほとんどない状況である。



第1-2-29 図 各国の海外広報予算と広報関係人員  
(本部のみ)



外務省資料による

- (注) 1. 56年度資料による。ただし、英国は54年度の数値である。  
 2. フランスはこのほか、毎年六百億円以上の文化交流予算が、英国は五百数十億円の文化振興予算がある。

ニュースの輸出入をみても、我が国の通信社へ入ってくる外国記事の総量が1日約71万語に対し、我が国から出ていくニュースは約18万語となっている。さらに不均衡が著しいのが翻訳、出版の分野であり、日本での翻訳出版は1978年では年間約2,300件に対し、日本語図書が海外で翻訳されるのは300件程度にすぎない。

こうした状況を改善するために、我が国はこれまでも我が国の国情及び政

策の紹介に努めてきたが、今後、様々な情報通信メディアを利用した海外広報の拡充、我が国に関する正確な教育資料の作成・提供の増進、日本からのニュース等の発信機能の拡充強化等を図り、我が国に関する正しい理解と認識を深める必要がある。

また、企業が海外で行っている広告も、国際的な情報交流の一つといえる。日本企業の海外での莫大な広告が、日本製品を紹介するとともに、日本のイメージをも提供している。そのために、広告についても、日本に対する正確なイメージを提供するものであることが必要である。

#### (4) データベースの構築

近年における電気通信とコンピュータとが結合したグローバルなネットワークの出現に伴い、コンピュータ利用の面で優越的地位にたつ国へコンピュータにより処理・蓄積された情報が集中していることが指摘されている。コンピュータにより処理・蓄積された情報、データベースは、学術研究、企業活動にとって欠くことのできないものとなっているが、大量の情報を収集、整理してコンピュータに入力し、さらに内容を常に更新していくためには多大な労力と費用が必要であり、今や、エネルギー、食糧と並ぶ重要な資源としての性格をもちつつある。

我が国としても既存のデータベースの拡充強化、国際的利用価値の高いデータベースの構築及びそれらのデータベースの総合利用体制の充実により、情報資源の面での自立化を図り、国際的な情報発信能力を強化することが必要である。また、我が国のデータベースの海外における利用を促進し、我が国の学術研究、先端技術、経済環境等の情報を海外に紹介することは、国際協力、国際協調にも大きく寄与することとなるものと考えられる。

さらに、我が国のアジア各国における情報センタの整備等に対する国際協力を推進するとともに、アジア各国の相互理解及びアジア各国の開発を促進するためには、アジア各国の科学技術情報、社会経済情報等に関し広く利用されるアジアデータベースの形成等に向けての努力が望まれている。